

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 6-54

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6-6）の一部を次のように改正する。

別表職位分類表(1)一般分類職の表備考 5 及び別表職位分類表(2)特定分類職の表備考 2 中「富士山世界遺産センター開設準備事務所」を「静岡県富士山世界遺産センター」に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月 1 日から施行する。